

2013年12月17日

大阪市長 橋下 徹 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山 崎 弦 一

大 阪 市 地 域 協 議 会
議 長 須 川 伊和夫

2014(平成26)年度 大阪市の政策・予算に対する要請

貴職の日頃よりの市民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たちを取り巻く環境は、少子・高齢化が急速に進む中、東日本大震災からの復興・再生、消費増税の是非、電力の安定供給、社会保障と税の一体改革など、デフレ脱却とともに広範な課題に直面しています。

日本経済は、政権交代以降、経済成長に対する期待感の強まりに伴って円高が修正され、株式市場も活況にありますが、実体経済の回復は確たるものになっていません。物価が先行して上昇する一方で賃金は上がらず、円安による輸入原材料の高騰に伴う食料品や光熱費の値上げなど、働く者の生活は一層厳しくなっており、ディーセントワークにはほど遠い状況となっています。

また、非正規労働者は2,042万人に達し、雇用者全体の38.2%と過去最高を更新し、年収200万以下のワーキングプアと呼ばれる労働者は1,100万人を超え、雇用の不安定化が一段と進んでいます。さらに生活保護受給者は2013年4月には215万を超える状況となり、わが国の社会を支えてきた「中間層」が減少し、格差・貧困問題も深刻化しています。

大阪の雇用情勢は、2013年4-6月の完全失業率5.2%（前年同期：5.4%）、2013年7月の有効求人倍率0.97倍（前年同期：0.79倍）と失業率には大きな改善は見られないものの、有効求人倍率は9ヵ月連続で改善するなど回復傾向にあります。しかしながら、非正規労働者比率は41.3%を超え、全国平均よりも高く、雇用形態の二極化が問題であります。

地域経済も2012年度の大阪府の休廃業・解散件数は1400件を超え、倒産件数を上回る状況で推移するなど、これまでの本社転出企業の問題と合わせて、大胆な優遇税制や融資制度の拡充から企業の活性化をはかることが重要だと考えます。

私たち連合大阪は、大阪府域で働く者を代表する組織として、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参画し、相互に支え合い、自己実現をめざす「働くことを軸とする安心社会」の実現に取り組んでいます。

そうした観点から議論を重ね、「2014（平成26）年度 自治体政策・予算に対する要請」をまとめました。大阪市地域協議会の要請内容を含め、今後の市政運営に是非とも反映して頂きたいと要請致します。

なお、要請内容に対する回答につきましては、2014年3月末までに新年度の主な施策・予算の決定内容についてご説明賜りますよう、格段のご配慮をよろしくお願い致します。

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 就労支援体制の充実・強化について

大阪版地域雇用戦略会議と位置づけた大阪雇用対策会議¹の雇用創出・確保推進委員会の下に設置された調査研究部会の研究・検証結果を踏まえ、雇用労働施策を充実させること。また、平成24年4月からスタートした「ハローワークとの一体的実施²」による成果を検証し、大阪労働局との更なる連携を図り支援施策を拡充させること。

(2) 基金事業の終了と総括について

平成25年度まで延長された重点分野雇用創出事業を総括し事業終了後の雇用者について現状把握し、雇用の拡大に繋がっているかを検証すること。また、起業支援型雇用創造事業⁴については、地域に根ざした事業支援と雇用の受け皿を創出すること。

(3) 産業政策と一体となった人材育成について

平成24年2月に策定した大阪産業人材育成戦略⁵が中間年度を迎える。数値目標を設定しているアクションプランについて検証し、着実なフォローアップを行うこと。

(4) 最低賃金の引上げと法遵守について

大阪の最低賃金は819円に改正したが、政労使合意の全国平均1,000円に到達できるよう中小企業への支援施策を関係機関と連携し強化をはかること。また、ワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となっていることから、国や労働局に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する金額水準まで引き上げる意見書等の採択を検討されること。一方、最低賃金を下回る企業求人が見受けられることから、法違反に対する罰則規定等についても労働基準監督署と連携をはかり事業所へ周知すること。

(5) 地域就労支援事業の強化について

就職困難層に対する地域就労支援事業⁶について事業実績を検証し「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会において、好事例を参考に事業を推進すること。また、相談対応等について事例集を作成し、効果的に支援できる制度となるよう努めること。

(6) 生活困窮者支援の充実・強化について

生活困窮者対策⁷について、平成24年度で終了した各市のパーソナル・サポートモデル事業⁸を十分検証し、新たに平成25年度中に検討される、中間的就労にむけた国の「生活困窮者自立促進支援モデル事業⁹」に対応するよう、支援体制を確立すること。

(7) メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化について

連合大阪や大阪府総合労働事務所、大阪労働局に寄せられる労働相談において、相談件数は減少傾向にあるが、近年「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が増加している。また、職場におけるメンタルヘルスの問題も増加していることから、

早期発見にむけた啓発活動と相談機能を強化するとともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。

(8) 仕事と生活の調和推進にむけて

女性の雇用状況において、特に大阪は、出産・子育て期に低下するM字カーブ¹⁰の谷が全国平均より深い、就業希望者は全国平均より高くなっている。連合が実施した「マタニティ・ハラスメント¹¹」の調査からも、働きながらの子育てを希望している在職者が8割近くを占めることから、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言¹²」登録事業者を増やす取り組みを、市町村においても強化すること。また、労働局と連携し「くるみん」マーク¹³の認定について企業へ周知すること。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 関西イノベーション国際戦略総合特区による産業集積について

関西イノベーション国際戦略総合特区¹⁴を核とした成長産業における税制上の優遇措置をアピールし、国内外から産業集積の維持・拡大にむけた環境整備を強化すること。

(2) 企業の流出防止と企業誘致について

大阪府では平成23年に引き続き、本社転出企業数が転入を上回り、前年を超える企業が移転している。本社や事業所移転を食い止める大胆な企業立地補助や優遇税制施策を講じ、企業の流出防止と参入の促進から経済の活性化をはかること。

(3) アジアと関西を結ぶ中継都市戦略と観光産業の強化について

① ハブ化にむけた機能強化

阪神港については、3年間の社会実験として大阪府港湾施設条例に基づき使用料の減免措置を実施しているが、その効果を検証し集荷機能強化の一環として西日本の内航ハブ港をめざし定期航路網の充実・強化に取り組むこと。

<新規>

② 観光産業の活性化について

観光産業の活性化と集客力向上に向けては、観光都市に相応しい街づくりと合わせて国内外の観光客のニーズに応えた基盤整備をはかること。また、経済界との官民一体となった大阪観光局¹⁵を設置されたが活性化に向けた具体的な施策を示すとともに、周遊型・都市型の付加価値の高い観光ルートの開発や観光資源のPR強化、観光名所への行き先案内、ループバス等の情報提供サービスや交通ネットワークを充実させること。

(4) 中小企業の積極的な支援について

中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくりの維持・強化と雇用の確保に繋がることから、技術・技能の伝承が行える施策を

構築すること。また、「ものづくり B2B ネットワーク¹⁶」による企業紹介件数は年々増加しているが、紹介後のマッチングに至った件数についても把握すること。

(5) 中小・地場企業への融資制度の周知について

数多くある中小企業向け融資制度の中でも、「経営安定資金」と「小規模資金」の利用が多く見られるが、新たに創設された「経営力強化資金」の利用が少ないことから、市町村において広く周知すること。

(6) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

府内市町村において、総合評価入札制度の導入が進んでいない状況にある。早期に拡充できるよう取り組みを強化すること。また、公契約条例ならびに公共サービス基本条例の制定にむけた取り組みを推進すること。

(7) 下請二法の順守とガイドラインの周知について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺¹⁷の相談件数が依然として高くなっている。下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。

(8) 非常時における事業継続計画（BCP）について

事業継続計画（BCP）¹⁸については東日本大震災以降注目を集めているが、中小企業への普及率がまだまだ低い状況にある。専門アドバイザーを置くなど広く周知・徹底すること。また、市町村の BCP について未策定の場合は、早急に策定するよう取り組むこと。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域医療の拡充について

① 医療の整備目標策定

大阪府保健医療計画¹⁹（平成 25 年度～29 年度）に基づき、前期計画で課題が残っている 5 疾病（ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患）対策については、目標値の設定を行い重点的に取り組むとともに、4 事業（救急医療・災害医療・周産期医療・小児救急を含む小児医療）および在宅医療も、PDCA サイクルを効果的に機能させながら取り組みを進めること。

② がん検診率の向上

大阪府においては、がんが死亡原因の第一位で、3 人に 1 人ががんにより亡くなっている。さらに、市町村における各がん検診の受診率（平成 22 年度）は 5.4%（胃がん検診）～21.7%（子宮頸がん検診）となっており、がん予防を推進するための特定検診をはじめ、検診率向上の有効的な施策を講ずること。

③不妊症・不育症の負担軽減

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部助成を拡充させること。また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症²⁰治療に対する助成制度を確立すること。さらに、不妊治療や不育症治療は精神的負担も大きいことから、カウンセリング機関・窓口を充実させ、広く周知すること。

(2)医療・介護サービスの連携と強化について

①地域包括ケアシステムの確立

地域包括支援センター²¹の機能や役割を強化し、住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ間なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム²²」を確立すること。また、各市町村に設置する「地域包括支援センター」の運営体制の整備と財政基盤の強化から地域支援事業内容の拡充をはかること。

②介護事業者に対する指導・監査の連携強化

介護事業者に対する指導・監査について大阪府との連携を強化すること。また、事業者に対しては労働関係法規・通達の遵守を周知・徹底するとともに、労働者の賃金が最低賃金を下回るなど法令違反が見られる場合は、事業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施すること。

③認知症対策の充実

認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)に基づき、「早期診断・早期対応」の取り組みとして、かかりつけ医認知症対応力向上研修や認知症サポーターの養成等を実施しているが、新たに設置された「認知症初期集中支援チーム」が実施するモデル事業の動向についても注視すること。

また、認知症を標的にした詐欺が発覚していることから、成年後見制度²³を活用することにより被害を防げる等の啓発活動を強化すること。

(3)障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①障がい福祉サービス基盤の整備

大阪府障がい者計画の策定においては、障がい者の置かれている事情や環境を正確に把握するとともに、同計画に基づいて地域における障がい福祉サービス基盤を整備すること。また、市町村が実施する地域生活支援事業として、1) サービス提供者などに対する研修および啓発事業、2) 障がい者や家族などの活動に対する支援事業、3) 後見制度に関する人材の育成や研修事業等を追加し、これらに必要なサービス量が確保されるための財源措置は国が講ずるので大阪府へ働きかけること。

②サービス利用計画案に基づいた相談支援体制の強化について

障がい者本人の希望を尊重して作成されたサービス利用計画案²⁴に基づき、支給決定が

行われるよう相談支援体制を確立すること。そのためには、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の拡充等を計画的に行うこと。

<新規>

(4)生活保護制度について

依然厳しい雇用情勢の中で、失業や住居の喪失と母子世帯や高齢単身世帯が多いことなど大都市の特性を踏まえ、生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制の改善・充実をはかるとともに、不正受給への対応については適正に行うよう求める。また、大阪市として制度全般にわたっての検証と課題整理をはかるよう求める。

<新規>

(5)「子ども・子育て会議」の設置について

子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年度から新たな子ども・子育て支援制度が本格施行される。具体的には「子ども・子育て会議」で議論されることから、各市町村においては労使代表や保護者代表等参画のもと、十分に実態・ニーズ調査を行った上で実効ある事業計画を策定すること。

(6)待機児童の解消について

2013年4月1日現在で認可保育所に入れないう待機児童が存在することから、早期解消と保護者の経済的負担軽減のため、大阪府段階でも十分な財源を確保するよう働きかけること。合わせて、市町村の地域実態に応じた子育て支援施策を拡充するなど、大阪府と連携を強化し取り組むこと。

4. 教育・人権・行財政改革施策

4-1 教育施策

(1)35人学級の実施にむけて

きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生のみならず、対象学年を拡大し、子どもたちが安心して落ち着いた学校生活を送れるよう35人学級編制に取り組むこと。合わせて、いじめなどの問題もあることから教員やスクールカウンセラー²⁵・ソーシャルワーカー²⁶を増やし、指導が行き渡る体制を確立すること。

(2)給付制奨学金制度の改善について

日本学生支援機構奨学金の併用者（第一種と第二種両方の奨学金を貸与される者）に所得連動型²⁷の返還制度を導入するよう国に対して働きかけること。

(3)労働教育・社会教育の推進にむけて

幼児期から高等教育段階までのすべての教育課程で「労働の尊厳」を深く理解し行動するための労働教育を行い、勤労観・職業観を養うこと。また、すべての子どもたちが、学校教育において社会保障や税、労働法などに関する知識や、職業体験等を通じてより

働くことを学ぶ機会を拡充すること。

(4) 府立高校の再編整備について

府立高校の再編整備にあたっては、活力ある学校づくりを進める観点から「府立高等学校再編整備方針」が策定された。本方針を踏まえ、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に行う教育内容の充実と学校の配置に係る再編整備の年次計画が平成 25 年度を目途に策定される。その内容等については、当時者である中学生や中学生保護者に対して丁寧に周知すること。また、中学校の進路指導の負担とならないよう大阪府と連携し対策を講じること。

4-2 人権施策

(1) ハラスメント・人権侵害等に関する取り組み強化について

市民のあらゆる人権侵害を速やかに救済するため、ドメスティック・バイオレンスやハラスメント、セクシュアル・マイノリティ²⁸など、相談対応の機能充実にむけて施策を講じること。

<新規>

(2) 大阪国際平和センター(ピースおおさか)の積極的な利用について

1991 年に開館された大阪国際平和センター(ピースおおさか)について、子どもたちが戦争の悲惨さや平和の尊さを理解する場として、小中学校等が積極的に利活用される機会を充実すること。

4-3 行財政改革

(1) 大都市制度の取り組みについて

大阪府と大阪市は、大阪にふさわしい大都市制度の具体的な制度設計を行うために、法律に基づき、特別区設置協議会を設置し、議論されている。制度設計にあたっては、基礎自治体優先の原則に基づいた地域主権改革となるよう、住民サービスの低下や事務コストを増大させないこと。また、政令市の大阪市がもつ政策能力を活かすことや大幅な権限移譲を進めることが重要で、第 30 次地方制度調査会の答申との整合性についても十分熟慮されること。

(2) 大阪府市統合本部運営について

府市共通の課題に関して、重要事項の方針を決めるために大阪府市統合本部で広域行政・二重行政の仕分け等に取り組んでいるが、大阪府と大阪市のみの議論だけでなく、節目においては、市町村との協議の場の活用とパブリックコメントやタウンミーティング等で市民との連携をはかることを求めるとともに、各市町村も積極的な意見反映で地域行政としての役割を果たされること。

5. 環境・食料施策

5-1 環境施策

(1) 省エネ対策の推進について

節電や省エネ対策の啓発活動において、環境家計簿の促進と、特に中小企業への対策強化にむけて、先進的に取り組んでいる企業の好事例を周知し、啓発活動に取り組むこと。また住宅において、使用量をリアルタイムで掌握できるスマートメーター等の導入やエコ住宅整備の促進として補助金制度を導入するなど、家庭におけるエコライフや節電に向けた取り組み強化を行うこと。

(2) エコカー普及に向けた取り組み強化について

エコカー普及に向けて、自治体などが運営する駐車場の利用時に割引対象とするなど、エコカー優遇措置を構築すること。

(3) ごみの減量化、リサイクル率アップについて

平成 23 年度の 1 日 1 人当たりの排出量は全国に比べて多い。ごみの減量化にむけて、特に事業系のごみの割合が高いことから、事業者へ減量計画を義務付けるなど廃棄物削減に取り組むこと。また、リサイクル率アップにむけて、「大阪府リサイクル製品認定制度」²⁹ の周知と、認定された製品の需要拡大にむけ、各市町村が積極的に活用するなど取り組み強化を行うこと。

5-2 食料施策

(1) 食品廃棄物削減の取り組み強化とフードバンクの支援にむけて

日本の食品ロス³⁰は年間約 500～800 万トンとされている。食品ロスの削減にむけて、本年 4 月に設立された NPO 法人「ふーどばんく OSAKA」と連携し、フードバンク³¹の活動を企業等へ周知すること。また、各市町村の社会福祉協議会等を通じて、食品を必要としている団体・施設、世帯へ支援が届くようネットワークの構築を行い、NPO 法人「ふーどばんく OSAKA」への支援強化に取り組むこと。

<新規>

(2) 食品の安心・安全の向上について

食の安全性の確保にむけて、保健所等と連携し、食中毒や違反食品防止にむけて監視指導の強化を行うとともに、食品事業者への指導や情報提供など自主衛生管理の向上に努めること。また本年成立した食品表示法³²を事業者へ周知し、食の安心・安全対策に取り組むこと。

<新規>

(3) 地産地消の取り組み強化と 6 次産業化の推進にむけて

地産地消の取り組みにむけて、「大阪産(もん)」³³のPRをさらに展開し「大阪ブランド」力の向上に努めるとともに、地域でとれた食材を学校給食や福祉施設などで積極的に提供し、地域産農産物の消費拡大に取り組むこと。また、6次産業化³⁴の推進にむけて、農業を支える担い手の育成や他分野から農林水産業への参入支援強化で農林水産業の活性化をはかること。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

6-1 住宅施策

<新規>

(1) 住宅弱者への居住確保にむけて

公営住宅において、車いす常用者世帯向け・福祉世帯向け・シルバーハウジング³⁵など入居が困難とならないよう、既存住宅を早期に改修すること。また、高齢者・低所得者など住宅困窮者が安心して住める住宅施策の強化をはかること。

6-2 交通施策

(1) 交通網の施策強化にむけて

大阪府の乗り継ぎ改善計画「公共交通シームレス計画(案)」³⁶の目標年次が平成24～33年としているが、いまだ策定されていない。利用者が利用しやすい交通の提供に向け、大阪府に対し早急に計画を策定するよう求めること。

6-3 ICTの活用施策

<新規>

(1) 教育分野（療養児童）におけるICTの活用にむけて

療養児童等がICT³⁷を活用し、場所や時間の制限なく教育を受けられるよう、環境整備に取り組むこと。

6-4 防災施策

(1) 災害対策の強化にむけて

<新規>

① 緊急災害時の代替組織強化について

各市町村の災害対策本部（設置する予定場所）が、二次被害も含め被災することを想定し、被害状況の把握や人命救助、緊急物資の輸送等の指示・命令が確実に実行できるよう代替組織の体制強化をはかること。

<新規>

② 社会インフラ対策強化にむけて

大規模な災害時の交通・電気・ガス、上下水道、通信など社会インフラへの影響を想定し、企業や関係団体と協働で減災にむけて取り組み強化を行うこと。また、医療機関

との連携も行い、要援護者への支援体制強化に取り組むこと。

③非常時における情報提供と避難場所の周知について

緊急時の情報提供について、その情報が正確に地域の住民等(旅行者や外国人、高齢者や障がい者、周辺企業)に発信できるよう、周知方法を含め定期的に検証すること。また、ハザードマップの啓発活動を行うとともに、見直しについても取り組むこと。

④津波への対策強化

南海トラフ等で起きる巨大地震を想定し、津波を想定した避難訓練を実施するとともに、海拔を示した標識の設置や夜間の災害も想定し太陽電池式等の避難誘導標識を設置すること。また、地下街などの浸水対策強化も行い、津波被害への回避に向けて、取り組み強化を行うこと。

<新規>

⑤災害時の帰宅困難者等の対策強化にむけて

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅や集客施設などにおいて、混乱が想定される。一斉帰宅の抑制と一時滞在の確保にむけて、大阪府と連携し、各市町村の帰宅困難者対策強化計画等の策定を行い、備蓄の確保や帰宅安全確保の対策強化に取り組むこと。

(2)防犯対策強化について

①犯罪防止とテロ対策について

夜間における犯罪防止にむけて、危険個所に照明を設置し、安心して歩行できる環境整備に取り組むこと。また、テロ対策についても、大阪府と連携し、武力攻撃や化学剤が用いられた緊急事態を想定し、適宜、実働訓練を行うこと。市民への啓発活動として「大阪府国民保護計画」のパンフレットを周知し、事件発生後の対処意識を高めること。

<新規>

②公共交通機関への防犯対策について

公共交通機関で、駅係員や乗務員等への第三者暴力行為が増加している。暴力行為防止にむけた啓発活動を各市町村の掲示板や広報誌等を通じて行うとともに、警察と連携し、巡回強化を行うなど、犯罪防止対策に努めること。

(3)福祉施設等の火災防止対策にむけて

小規模福祉施設等の防火対策にむけて、スプリンクラー設置の助成や施設管理者へ是正指導を行うなど、防火管理体制の強化に努めること。

7. 大阪市地域協議会要望内容

(1) ホームレス就業支援センターへの助成制度の確立について

2013 年度からホームレス就業支援センター運営協議会に対する大阪市補助金が廃止されたことにより、支援センターの運営は厳しくなる一方、大阪市のホームレス対策事業にかかる姿勢が問われています。大阪府は 2013 年度から新たに「地域密着型の就労支援事業」を実施し、「就業支援センター事業の就業開拓・就業支援と連携を図る」としていますが、若者等の「新たなホームレス」は増加しています。そのため、府と連携した就業自立を基本とする施策の充実は一層重要となっており、大阪府として、ホームレス就業支援センターに対する事業補助を含む助成制度を確立すること。

(2) 市内交通網の充実にむけて

地球環境保全や少子高齢化に対応するとともに活力と魅力ある大阪府の実現に向け、人に優しい公共交通機関(バス・鉄道等)中心の市内交通網の充実を図ること。そのために、市役所に総合的な交通戦略を立案し関係方面と協働して推進する交通政策担当セクションを確立すること。

(3) 大阪南港野鳥園の存続にむけて

大阪南港野鳥園については、昨年、施設の存続及び環境保全に向けた市としての積極的な支援を求めてきましたが、前向きな内容は示されず、同園の見直しについて検討中との回答でした。その後の検討状況について明らかにするとともに、環境省がシギ・チドリ類の重要調査地に指定している都市部における貴重な渡り鳥の飛来地保全に向けて、市としての基本的な考え方と具体策について明らかにすること。

(4) 喫煙マナーの向上にむけて

国際都市にふさわしい環境整備に向けて、各区役所と連携し、路上喫煙禁止区域の拡大に取り組むこと。また、「歩きタバコの禁止、タバコのポイ捨て禁止」など、喫煙マナーの向上に向けて、より効果のある啓発活動を展開すること。

(5) 西成特区構想の推進について

西成特区構想については、昨年 10 月に取りまとめた「有識者座談会報告書」を踏まえた施策等が停滞することのないよう、市として責任ある措置を講じるとともに、積極的に国・府にも働きかけつつ連携して取り組むこと。とりわけ、エリアマネジメント協議会の運営にあたっては、当該地域の歴史的経過を踏まえ、関係する地域住民の合意形成をはかりつつ、施策設計・展開を行うこと。

以上

<第1部会関係>雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策

1. 大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組み、国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている。

2. ハローワークとの一体的実施

ハローワークの持つ職業紹介機能と大阪府の就労支援機能とを一体的に行う取り組み。

3. 地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決するための労働関連事業を実施するネットワーク。

4. 起業支援型雇用創造事業

地域の産業・雇用振興策に沿って、起業後10年以内の民間企業等を委託先とし、地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施することにより、雇用の場を確保する事業。

5. 大阪産業人材育成戦略

産業振興と一体となった人材育成・確保を推進していくため、「大阪府職業能力開発計画」を発展させたもの。この戦略は、世界をリードする大阪産業の持続的発展を支えるための人材育成・確保と、誰もが能力を発揮し安定就労を目指すことができる人材育成を進めるべく、今後の施策の方向性と実現のための方策を明らかにしている。

6. 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

7. 生活困窮者対策

生活保護受給者等の増加を踏まえ、生活保護に至る可能性がある経済的困窮者を対象に支援を行い、その自立促進をはかろうとするもの。

8. パーソナル・サポートモデル事業

内閣府・厚生労働省が実施する、新たな生活・就労支援システム「パーソナル・サポート・サービス」のモデル事業として実施するもの。生活や就労に関して、困難な課題や複合的な阻害要因を抱え、自立・就労が困難な方を個別ニーズに沿って、継続的、制度横断的に雇用・居住・生活面の支援を提供する事業。

9. 生活困窮者自立促進支援モデル事業

国の平成 25 年度予算において、新たな生活困窮者支援制度の構築にむけ、地域における支援体制を計画的に整備し、平成 27 年度の本格施行にむけた制度設計に反映させていくために実施する事業。

10. 女性年齢階級別労働力率：M 字カーブ

女性労働者の働き方をグラフに表すと、30 歳代が就業していないため M 字型曲線を描く。

11. マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないじめ・嫌がらせのこと。

12. 男女いきいき・元気宣言

「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともにいきいきと働くことができる取り組みを進める事業者を、大阪府が「男女いきいき・元気宣言」事業者として応援している。

13. くるみんマーク

企業が行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、労働局へ申請することによって、次世代に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができ（くるみんマークの認定）、認定された企業には、税制優遇制度がある。

【次世代認定マーク：くるみん】



14. 関西イノベーション国際戦略総合特区

総合特別区域法に基づく国際戦略総合特区の指定申請を関西 3 府県（京都府・大阪府・兵庫県）・3 政令市（京都市・大阪市・神戸市）共同で平成 23 年 9 月 30 日に行い、同年 12 月 22 日に国から指定を受けた特区。特に医療、エネルギー分野において、実用化、市場づくりをめざしたイノベーションを次々に生み出す仕組みをつくり、大阪・関西経済の再生に繋げる。

15. 大阪観光局

オール大阪で観光振興を担う観光プロ組織として、平成 25 年度より設立。民間の経験豊かな観光のプロによるトップマネジメントのもと、民間の視点で事業を行う。

16. ものづくり B2B ネットワーク

全国のものづくりに関する発注ニーズ（部品発注、加工依頼、試作依頼など）を一括して受け、

それらのニーズに的確に対応できる大阪の元気なものづくり企業を紹介するために、民間と行政が連携して運営する窓口のこと。B2Bとは、Business to Business の略称で、企業間取引を指す。

17. 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国48ヶ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

18. BCP Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

<第2部会関係>福祉・医療・子育て支援・教育・人権・行財政改革施策

19. 医療計画

地域医療における切れ目のない医療提供体制の整備をはかる観点から、医療資源の効率的な確保・活用、医療関係施設の機能分化・連携を目的として、各都道府県が医療を提供する体制の確保に関する計画を定めるものであり、1985（昭和60）年の医療法改正（第1次改正）で創設された。今般の見直しでは、医療計画に記載する事項として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞および糖尿病の4疾病ならびに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、および小児医療の5事業に加え、新たに精神疾患が加わった。また、この5疾病5事業と合わせて、在宅医療についても計画に定めることとなった。

20. 不育症

妊娠はするものの流産を繰り返す場合があり、3回以上続く時は習慣性流産という。不育症はこうした習慣性流産も含め妊娠が満期に至るまでに流産、早死産を起こしてしまうことの総称。定義的にはこうした事態が3回以上続いた時に不育症という。

<不妊治療の患者数（全国）> ※参考

①不妊治療患者数（全体）46万6900人（推計）、②人工授精 6万6000人（推計）

※①②は、平成14年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「生殖補助医療技術に対する国民の意識に関する研究」（主任研究者：山縣然太郎）において推計された調査時点における患者数。

③体外受精 5万9879人（実数）、④顕微授精 3万4231人（実数）

※③④は、平成18年の1年間に治療が実施され、日本産婦人科に登録施設から報告された実数。

21. 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持および生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。包括的支援事業としては、①介護予防

ケアマネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援である。

22. 地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みである。ソフト(事業)面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されていることである。

23. 成年後見制度

精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、その人を援助してくれる人をつけてもらう制度。

24. サービス利用計画面

「指定特定相談支援事業者」が、障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもの。

25. スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことである。心理職専門家(臨床心理士)

26. スクールソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーは、主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家であり、スクールソーシャルワーカー(SSW)は、その中で教育機関において当該の任に就く者のことである。福祉職専門家(社会福祉士)

27. 所得連動返還型無利子制度(現行制度)

家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金(第一種奨学金)の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度。

28. セクシュアル・マイノリティ

性にまつわる場面において少数派で社会的、政治的弱者。同性愛者、両性愛者、半陰陽者(医学的には「性分化疾患」)、トランスジェンダー(性別移行「性同一性障害」を含む)などが含まれる。

<第3部会関係>環境・食料・社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策

29. 大阪府リサイクル製品認定制度

循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、循環的な利用の促進に特に資するものを認定する。

30. 食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品

31. フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

32. 食品表示法

食品の賞味期限や保存方法、栄養成分などの表示は、これまで食品衛生法と JAS 法、健康増進法の 3 つの法律でバラバラに定められていたが 1 つの法律にまとめた。

33. 大阪産（もん）

大阪府で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品（「大阪産（もん）名品」）。

34. 6 次産業化

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の 1 と第二次産業の 2、第三次産業の 3 を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め（足し算）ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）であるとも言われている。

35. シルバーハウジング

高齢者や障害者などの生活に配慮した公営住宅と日常生活支援サービスを併せて提供する、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅供給事業。

36. 公共交通シームレス

公共交通利用における「情報」「移動」「運賃」に関する継ぎ目（シーム）をできるだけ軽減し、住民にとってさらに利便性の高い公共交通ネットワークを目指すこと。

37. ICT : Information and Communication Technology（情報通信技術）

情報・通信に関連する技術一般の総称。「IT」とほぼ同様の意味。